



B C J - 審査証明-12

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：コマ型コンクリートブロックを用いた地盤改良工法「トップベース工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

(開発の趣旨)

本工法は、 N 値2又は3以上の軟弱な地盤においても、杭基礎などを用いないで小規模建築物や5階程度までの中規模建築物が建築できるよう、基礎下に品質の安定した盤構造をつくることで、沈下等の面で安全な改良地盤を提供し、その建築物に生活する人々に安心と安全を与えることを目指して開発されたものである。

また、大型施工機械や特別な装置を用いなくても人力若しくは小型の重機で施工が可能であり、マニュアル類を整備することで、特別な専門家でなくとも施工が確実にできること、さらに、施工に対する責任体制を整備することを目指した。

(開発の目標)

- (1) 小規模建築物においては N 値が2以上、中規模建築物においては N 値が3以上の軟弱地盤において使用する工法であること。
- (2) 騒音や振動、地盤汚染に問題のない周辺環境に配慮した工法であること。
- (3) 施工マニュアルにより品質の安定した施工が可能であり、施工に対する責任体制も整備されていること。
- (4) 狹小地や建物内でも適用できること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあったコマ型コンクリートブロックを用いた地盤改良工法「トップベース工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2001年10月22日
2006年10月22日（更新）
2011年10月22日（更新）
2016年9月23日（更新）
2021年10月22日（更新）

記

建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

理事長 橋本 公博



1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 小規模建築物においては N 値が2以上、中規模建築物においては N 値が3以上の軟弱地盤において使用する工法であるものと判断される。
- (2) 騒音や振動、地盤汚染に問題のない周辺環境に配慮した工法であるものと判断される。
- (3) 施工マニュアルにより品質の安定した施工が可能であり、施工に対する責任体制も整備されているものと判断される。
- (4) 狹小地や建物内でも適用できるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2026年10月21日

6. 審査証明の依頼者

株式会社マイコマセブン 住所 東京都千代田区外神田5-3-1 秋葉原OSビル8F

株式会社キンキ地質センター 住所 京都府京都市伏見区横大路下三栖里ノ内33番3